

※DCとは Defined Contribution の略＝確定拠出年金のことです。 平成21年12月25日 NO. 75

平成21年12月22日に税制改正大綱が閣議決定され、いったん廃案となった確定拠出年金関連法が改めて改正に向けて動き出しました。

■ 確定拠出年金関連法の改正について

確定拠出年金関連法の改正については、2つの法案がいったん廃案となりましたが、今回、次の3項目が税制改正大綱に盛り込まれました。

1. マッチング拠出の創設

マッチング拠出とは、企業型年金において事業主掛金に加えて、加入者個人が任意で掛金を拠出することを言います。

マッチング拠出の概要は、次の内容が想定されます。

- ① マッチング拠出を行う場合は、企業型年金規約に定めをおく必要がある
- ② 加入者が拠出する掛金額は、事業主が拠出する掛金額と同額を上限とする
- ③ 事業主掛金と加入者が拠出する掛金の合計額が法令に定める拠出限度額を超えることはできない
- ④ 加入者が拠出した掛金は、全額所得控除の対象となる

2. 企業型年金の資格喪失年齢の引き上げ(複数化)

確定拠出年金は、60歳で資格喪失となることが法令で定められていますが、企業型年金規約に61歳から65歳までの間の年齢を資格喪失年齢と定めた場合は、その年齢まで掛金拠出を行うことが可能となる予定です。なお、以前の法案では資格喪失年齢を引き上げたとしても受給資格に算入されるのは60歳までの期間とされていたので、今後作成される法案において同様の内容となるの

か注目されます。

3. 脱退一時金請求要件の緩和

これまでの脱退一時金請求要件とは別に、次の全ての要件を満たした場合、脱退一時金の請求を可能とすることが想定されています。

- ① 個人型年金に移換後、2年間継続して個人型年金の運用指図者であること
- ② 脱退一時金請求時の個人別管理資産額が25万円以下であること

なお、現在の脱退一時金請求要件に変更はありませんので、脱退一時金請求を行うケースが新たに追加されるイメージとなります。

(参考) 現在の脱退一時金請求要件 (個人型年金)

次の全ての要件を満たすこと

①	60歳未満であること
②	企業型年金加入者でないこと
③	個人型年金の加入者資格がないこと
④	障害給付金の受給権者でないこと
⑤	通算拠出期間が3年以下であることまたは個人別管理資産額が50万円以下であること
⑥	最後に加入者の資格を喪失してから2年を経過していないこと
⑦	企業型確定拠出年金において脱退一時金の支給を受けていないこと

4. 今後のスケジュール

今後、法案が作成され、国会で審議されることとなりますが、法案および政省令案の段階でより詳細な内容が判明するものと思われます。

なお、施行日は改正項目毎に異なる可能性がありますので注意が必要です。

以上